

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き 新潟市 (令和6年分所得)

● 申告相談期間中（2/17～3/17）は、申告相談会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、郵送での提出をおすすめします。

◎ **市民税・県民税を減額するためには、追加する控除を申告する必要があります。** ※所得金額が均等割課税及び所得割課税の基準金額（税法上の扶養親族の数等により基準金額は変わります）に満たない人は控除を追加しても減額にならない場合があります。

令和6年能登半島地震により被害を受けた方へ
令和6年能登半島地震により住宅や家財などの資産に被害を受けた方は、雑損控除が受けられる場合があります。
～雑損控除とは～

災害等により資産に被害を受けたとき、その損失額に基づいて計算した金額を所得金額から差し引くことができる所得控除です。対象となる資産は、納税者本人又はその人と生計を一にする配偶者その他の親族（その年分の総所得金額等の合計額が48万円以下である人に限ります）の有する生活に通常必要な資産（住宅、家財、自動車等）です。

～必要な手続き～
雑損控除の適用を受けるには、所得税の確定申告または市・県民税申告が必要です。（注1）
市・県民税申告の際には、裏面「㊸雑損控除」を参考に申告書に記載するとともに、必要な書類を添付してください。

～必要な書類～
① 「被災した住宅・家財等の損失額の計算書」（災害関連支出がある場合は併せて「雑損控除額の計算書」または「雑損失の金額の計算書」）（注2）
② 被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価格等）が分かるもの
③ 災害関連支出の明細（請求書・領収書）が分かるもの（注3）
④ 被害を受けたことにより受け取る保険金、新潟市や県からの支援金等が分かるもの（保険金、支援金等が支給された場合のみ）
⑤ 被災証明書の写し

（注1） 以下に該当する方は、確定申告で雑損控除を申告してください。
ア. 所得税の申告義務がある人
イ. 給与や公的年金等から源泉徴収された所得税の還付を受ける人
※なお、例年市・県民税の申告をしている人でも、雑損控除を申告することで給与や公的年金等から源泉徴収済みの所得税に還付額が発生する場合には、所得税の確定申告で雑損控除を申告してください

（注2） 税務署の説明会で作成したものや、国税庁ホームページなどを利用して作成したもの（「雑損控除損失額計算チェックシート」や「雑損控除適用判定表」ではありません）

（注3） 「災害等関連支出」とは、被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用その他これに類するものをいいます。
※1. 損失額が大きく控除しきれない場合には、翌年以後（5年間が限度）に繰り越すことができます。
※2. 雑損控除に関する新潟市ホームページは右の二次元コードからご覧ください。



雑損控除の申告について

1 市民税・県民税の申告が不要な人

① **所得税の確定申告書を提出する人**（所得税の申告義務がある人、所得税の還付申告をする人など）

例) 給与所得者で年末調整をしていない人（年の途中で退職し年末調整していない人）
例) 公的年金等の収入が400万円以下の人又は給与所得者（年末調整済）で、その他の所得が20万円を超える人

※確定申告の提出が必要な要件について、詳しくは税務署の確定申告の手引きをご参照ください。

② 給与所得のみの人で勤務先から新潟市へ給与支払報告書が提出されている人
③ 公的年金等のみの人（遺族年金・障害年金を除く）で支払先から新潟市へ年金支払報告書が提出されている人
④ 上記①、②、③の扶養親族となっている人（新潟市以外で課税されている人の扶養親族の場合は申告が必要です）

2 市民税・県民税の申告が必要な人（上記1の人は除く）※原則、令和7年1月1日現在の住所地で申告をすることになります。

① 事業・農業を営んでいた人
② 地代・家賃収入があった人
③ 配当収入（住民税が源泉徴収されていないもの）があった人
④ 公的年金以外の雑所得（個人年金など）があった人
⑤ 遺族年金や障害年金のみの受給者

⑥ 雇用保険（失業給付）のみの受給者
⑦ 育児休業中の人
⑧ 休職・求職中の人
⑨ 扶養や仕送りを受けていた人
⑩ 預貯金で生活していた人など

※申告がないと不都合が生じることがあります。
国民健康保険などの各種保険料や保育料・医療費の自己負担割合・児童手当や教育関係支援金など、市の各種制度の算定や判定に所得金額や税額が使用されています。

3 市民税・県民税の申告をした方がいい人 ※所得税の精算（＝確定申告）は不要だが、追加する控除がある人など。

① 年末調整済の給与所得者や公的年金等受給者で、**所得税の精算は必要ないが追加する控除がある人**

例) 年末調整済の給与所得者で、住宅借入金等特別控除があり源泉徴収税額が「0円」の人で、医療費控除を追加で申告する。
例) 公的年金等のみ（収入金額の合計が400万円以下）の人（所得税の還付なし）で、配偶者控除や障害者控除を追加で申告する。

② （所得税の確定申告の義務がない場合）年末調整をしていない給与所得者で所得控除を申告する人

4 市民税・県民税の申告書について

● 新潟市ホームページで申告書の作成・印刷ができます。「個人住民税額の試算と申告書の作成」ページをご覧ください。
▶ <http://www.city.niigata.lg.jp/>

● 申告に必要なもの（添付書類チェック表）は、申告書<提出用>の右ページをご覧ください。
・申告書には、本人・配偶者・扶養親族の個人番号の記入が必要です。
・代理人による申告の場合は、本人と代理人の身元確認書類の提出が必要です。
・添付資料の返却や申告書の写しをご希望の場合は、返信用封筒（切手を貼ったもの）とその旨のメモ等を同封してください。



5 申告のお問い合わせ先 ※お住まいの区の担当係又は税務署にお問い合わせください。

● **市民税・県民税の申告について**
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 新潟市市民税課
<中央区・南区>市民税第1係 025-226-2245
<東区・江南区>市民税第2係 025-226-2365
<西区・西蒲区>市民税第3係 025-226-2370
<北区・秋葉区>市民税第4係 025-226-2375

● **確定申告（所得税）について**
<対象区：北区・東区・中央区・江南区・南区・西区>
新潟税務署 025-229-2151
<対象区：秋葉区> 新潟税務署 0250-22-2151
<対象区：西蒲区> 巻税務署 0256-72-2355

● 収入及び所得について

所得の種類	令和6年分の所得で該当するものを申告書に記入してください。
① 事業等	販売業、製造業、飲食店業、建設業、サービス業などの営業及び医師、弁護士、外交員、集金人などの事業から生じる所得
② 農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得
③ 不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得
④ 利子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得 昭和63年4月1日以降の期間に対応の利子等は原則として5%の特別徴収（利子から天引き）による分離課税のため、申告の必要はありません。
⑤ 配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配などによる所得 上場株式分は原則、申告不要です。（※所得税15.315%、住民税5%が源泉徴収されています。）
⑥ 給与	給与（パート、アルバイトを含む）賃金、賞与による所得 (左下の「給与所得の計算表」から計算します。)
⑦ 公的年金等	公的年金等（厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など）による所得 (右下の「公的年金等に係る雑所得の計算表」から計算します。)
⑧ 雑業務	シルバー人材センターの配分金・原稿料・講演料又はネットオークションを利用した個人取引などの副収入による所得 (収入金額－必要経費＝所得金額となります。)
⑨ その他	個人年金など上記①～⑧及び⑩のいずれにも該当しない所得 (収入金額－必要経費＝所得金額となります。)
⑩ 総合譲渡	土地、建物、有価証券以外の資産（営業権、車両、機械器具など）の譲渡による所得で、所有期間によって長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。
⑪ 一時	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などのような一時的な所得 ※ 総合長期、一時は「収入金額－必要経費－特別控除（最高50万円）」の1/2が課税対象です。

給与所得の計算表	
(A) 給与等の収入金額の合計	円

(A) 給与等の収入金額を左の表にあてはめて計算し、「2 所得金額」の⑥に転記してください。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、給与所得から[給与等の収入金額（1,000万円上限）－850万円]×10%を控除した金額を申告書「2 所得金額」の⑥に転記してください。
・23歳未満の扶養親族を有する
・本人が特別障害者である
・特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する
⇒該当する場合は、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。
2. 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方に金額があり、その合計が10万円を超える場合は、次の式により計算した金額を申告書「2 所得金額」の⑥に転記してください。
⑥＝「給与所得の計算表」で計算した金額－「給与所得の計算表」で計算した金額（10万円限度）＋「公的年金等に係る雑所得の計算表」で計算した金額（10万円限度）－10万円
※1の適用がある場合は、その後控除します。

公的年金等に係る雑所得の計算表	
(C) 公的年金等の収入金額の合計	円

申告書「1 収入金額等」の「キ」に(C)の金額を転記してください。

生年月日	公的年金等の収入金額の合計	雑所得の金額(1円未満切捨)
昭和35年 1月1日以前に 生まれた人 (65歳以上)	～ 1,100,000円	0円
	1,100,001 ～ 3,299,999円	(C) -1,100,000円
	3,300,000 ～ 4,099,999円	(C) ×0.75 -275,000円
	4,100,000 ～ 7,699,999円	(C) ×0.85 -685,000円
	7,700,000 ～ 9,999,999円	(C) ×0.95 -1,455,000円
10,000,000円	円	(C) -1,955,000円
昭和35年 1月2日以後に 生まれた人 (65歳未満)	～ 600,000円	0円
	600,001 ～ 1,299,999円	(C) -600,000円
	1,300,000 ～ 4,099,999円	(C) ×0.75 -275,000円
	4,100,000 ～ 7,699,999円	(C) ×0.85 -685,000円
	7,700,000 ～ 9,999,999円	(C) ×0.95 -1,455,000円
10,000,000円	円	(C) -1,955,000円

(C) 公的年金等の収入金額を上記の表にあてはめて計算し、申告書「2 所得金額」の⑦に転記してください。
※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合はお問い合わせください。

前年収入があった人 ⇒ 申告書の裏面に内訳を記入します。

給与、公的年金等

記入例

7-1 収入の内訳		
所得の種類	支払者名・法人番号 又は所在地等	収入金額
給与	㈱〇〇商事	200,000円
雑(年金)	厚生労働省	600,000
雑(年金)	〇〇共済組合	2,045,836

「7-1 収入の内訳」に
源泉徴収票より支払者と収入金額等を転記します。

事業、不動産

帳簿や領収書等より、収入（売上）金額と必要経費の金額を「7-2 事業（営業等・農業）所得に関する事項」や「7-3 不動産所得に関する事項」に記入します。10万円以上の償却資産（備品等）を購入した場合は、「7-4 減価償却費の計算」を記入します。

収入なし、非課税所得のみなどの人 ⇒ 申告書の裏面の「参考」に記入します。

「参考 前年中所得のなかった人などの記入欄」

の該当するところを記入します。

記入例は育児休業中で前年収入がなかったため夫の扶養となっていた場合

● 寄附金控除について

寄附金控除を受ける人 ⇒ 申告書の裏面の14-1、14-2に記入します。

「14-1 寄附金に関する事項」と「14-2 寄附先に関する事項」の両方に記入します。

※都道府県・市区町村分（特例控除対象）のワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は申告書を提出すると無効になりますので、**寄附した全額を申告**します。

※寄附をした都道府県・市区町村が特例控除対象かどうかは総務省のホームページ等で確認できます。

寄附金控除に関する証明書を添付してください。

記入例

参考 前年中所得のなかった人などの記入欄	
① 非課税所得により生活している	該当のものを○で囲んでください。 遺族年金・障害年金・雇用保険・その他()
② 令和7年1月1日現在他市町村に居住していた	令和7年1月1日現在の住所
③ 右記の者から扶養又は仕送りを受けている	住所 〇〇市〇区・〇町 電話 022-000-0000 氏名 新潟 太郎 生年月日 S60・6・6 続柄 夫
④ その他の事情（生活費の状況など）	該当のものを○で囲んでください。 預貯金・その他(育児休業中)

記入例

14-1 寄附金に関する事項			
都道府県・市区町村分 (特例控除対象)	住所地の共同基金・日本赤十字 会・公益財団・寄附金控除特例対象	住所地の条例指定分(社会福祉法人・学校法人等)	
50,000円	円	新潟県分	新潟市分

記入例は都道府県・市区町村（特例控除対象）へ50,000円の寄附をした場合

